

聖籠町役場供用マイクロバス使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第1号

聖籠町役場マイクロバス使用規則の一部を改正する規則

聖籠町役場供用マイクロバス使用規則（昭和56年聖籠町規則第18号）の一部を次のように改正する。

別紙を次のように改める。

別紙（第3条関係）

- 1 交通安全事業
- 2 社会福祉協議会
- 3 公民館事業
- 4 学校関係事業
- 5 消防団
- 6 区長会及び農家組合長会
- 7 老人クラブ連合会

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。